

野澤組規程第十七号

脆弱性開示ポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月二日

野澤組 代表 野澤

脆弱性開示ポリシーの一部を改正する規程

脆弱性開示ポリシー（令和八年野澤組規程第六号）の一部を次のように改正する。

全文中「当社」を「野澤組」に改める。

附 則

このポリシーは、令和八年九月四日午後六時（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

呼称を「当社」から「野澤組」に改めた。野澤組は会社ではなくブランド（組織）であり、特定商取引法に基づく表示の「販売事業者 野澤組（NozawaTec）」と一致させた。権利義務の内容に変更はない。改正履歴に載せている過去の条文も、改正の前後で呼称だけが違って見えないよう、あわせて表記を揃えた。また、あとから付けた規程番号に重複があったため、第十二号以降を公布順に振り直した（第一号から第十一号までは変更していない）。

